

令和8年2月

守谷市都市整備部都市計画課

### 守谷市耐震改修促進計画の計画期間延長について

守谷市では、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）。」以下「耐震改修促進法」という。」に基づく『守谷市耐震改修促進計画』を策定し、耐震改修等の促進を図っています。

耐震改修促進計画は、耐震改修促進法において、国が定める「基本方針」及び県が定める「耐震改修促進計画」に基づき策定することとされておりますが、茨城県が、今年度、国から示された「基本方針」を踏まえた見直しを行うため、現行の「茨城県耐震改修促進計画（令和4年3月改定）」の計画期間を1年延長し、令和8年度までとしことから、本市においても「守谷市耐震改修促進計画（令和4年3月改定）」で令和7年までとしている計画期間を1年延長し、令和8年度までといたします。

次期「守谷市耐震改修促進計画」の改定については、令和8年度に改定予定です。

#### <計画期間の延長>

- ・現計画期間：令和4年度～令和7年度
- ・変更後計画期間：令和4年度～令和8年度